

## 令和2年第3回 大石田町議会臨時会会議録

令和2年4月16日(木)、大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(芳賀清君) 午前 10 時 00 分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1 番	二藤部冬馬君	4 番	岡崎英和 君	7 番	大山二郎 君
2 番	今野雅信 君	5 番	村形昌一 君	8 番	遠藤宏司 君
3 番	熊谷富太郎君	6 番	小玉 勇 君	9 番	齋藤公一 君
				10	芳賀 清 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	村岡藤弥君	保健福祉課長	八 鍬 誠君
副町長	花田 淳君	産業振興課長	
教育長	本多 諭君	(兼)農業委員会事務局長	鈴木 太君
総務課長	高橋慎一君	建設課長	遠藤秀樹君
まちづくり推進課長	大沼進悟君	教育文化課長	早坂勝弘君
町民税務課長 (兼)会計管理者	土屋弘行君	総務課総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	小林基流
議会事務局議会主査	大沼裕子

### 提出議案目録

承認第2号	令和元年度大石田町一般会計補正予算(第10回)の専決処分の承認について
承認第3号	大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
承認第4号	大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
議案第28号	令和2年度大石田町一般会計補正予算(第1回)
議案第29号	令和2年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第1回)

## 議 事 の 経 過

### 1. 議長(芳賀清君)

お早うございます。

ただ今から、令和2年第3回大石田町議会臨時会を開会いたします。出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

2番 今 野 雅 信 君、

3番 熊 谷 富 太 郎 君を指名いたします。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき、協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 村 形 昌 一 君。

### 1. 議会運営委員会委員長(村形昌一君)

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、4月8日告示、本日招集されました、令和2年第3回大石田町議会臨時会の会期、議事運営等について、本日9時30分から議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し、慎重に協議した結果、本臨時会は皆さんのお手元に配付している会期、議事日程のとおりであります。

即ち、本臨時会は本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと思います。

はじめに、ただ今報告している会期の決定をしていただきます。

次に、本臨時会に提出されている議案5件を一括して上程し、提出議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明をしていただきます。補足説明終了後、本会議を休憩していただき、議場において全員協議会を開催し、本臨時会の議案説明をお願いしたい考えであります。

全員協議会終了後、直ちに本会議を再開し、議案の審議をお願いし、終結後、本臨時会を閉会する考えであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和2年4月16日 大石田町議会運営委員会委員長 村 形 昌 一。

### 1. 議長(芳賀清君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 承認第2号より、日程第7. 議案第29号まで、以上5件を一括して議題として上程いたします。

日程第8. 町長より上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 村 岡 藤 弥 君。

### 1. 町長(村岡藤弥君)

お早うございます。

本日、第3回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中

ご出席をいただき心から感謝申し上げますとともに、日ごろより町政各般にわたって特段のご指導、ご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、ただ今上程になりました議案の概要についてご説明を申し上げます。

承認第2号「令和元年度大石田町一般会計補正予算(第10回)の専決処分の承認について」であります。既決の予算から歳入歳出それぞれ4,698万3千円を減額して、予算総額53億1,393万9千円とし専決処分したので、地方自治法の定めるところにより承認を求めるものであります。

承認第3号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。地方税法等の一部改正に伴い改正する必要があり専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めるものであります。

承認第4号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。地方税法等の一部改正に伴い改正する必要があり専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めるものであります。

議案第28号「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第1回)について」であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ3,514万7千円を追加して、予算総額48億1,514万7千円とするものであります。

議案第29号「令和2年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第1回)について」であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ14万6千円を追加して、予算総額9,044万6千円とするものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。なお、詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

#### 1. 議長(芳賀清君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 高橋 慎一 君。

#### 1. 総務課長(高橋慎一君)

それでは、私の方から補足説明させていただきます。議案目録をご覧ください。1ページをご覧ください。承認第2号「令和元年度大石田町一般会計補正予算(第10回)の専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度大石田町一般会計補正予算(第10回)を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。

別紙補正予算書をご覧ください。専決第3号になります。1枚めくっていただきまして、「令和元年度大石田町一般会計補正予算(第10回)」

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,698万3千円を減額し、53億1,393万9千円とする。主な内容を申し上げますと、ふるさと応援寄附謝礼4,100万円の減、ふるさと応援基金積立金500万円の減などになります。歳入では、各款項目の精査となっておりますが、特には財政調整基金700万円を繰戻し、実質取り崩し額が最終的には5,900万円、ふるさと応援基金につきましては4,117万5千円を繰戻し、最終的な取り崩し額を2億8,600万円とするものでございます。以上について、専決処分したのになります。

議案目録に戻っていただきたいと思っております。3ページをお開き下さい。承認第3号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、大石田町税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。

令和2年3月31日に交付された、地方税法等の一部を改正する法律に伴うものですが、改元に

よる改正、条ずれ項ずれによる改正、そのため改正文が非常に長くなっております。代表的な改正点につきましては、所有者が不明な土地にかかる固定資産税の課税の改正などがあります。

続いて、25ページをご覧いただきたいと思います。承認第4号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。これも、地方税法等の一部改正によるものでございます。中身については、国保税の課税限度額の引き上げが主な改正点でございます。

続きまして、議案第28号の一般会計補正予算についてご説明を申し上げたいと思います。議案第28号「令和2年度大石田町一般会計補正予算」表紙をおめくりいただきたいと思います。「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第1回)」第1条歳入歳出予算の総額に3,514万7千円を追加し、48億1,514万7千円とする。中身については、全体的に新型コロナウイルス対策に要する予算の補正になります。主なものについては、地域振興公社に対する新型コロナウイルス緊急経済支援補助金3,300万円。消毒液、マスク、防護服の購入費83万円などになります。歳入の主なものについては、繰入金として温泉整備基金2,688万6千円の取り崩しというふうな予算内容になっております。

続きまして、議案第29号についてご説明申し上げます。議案第29号をご覧いただきたいと思います。「令和2年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算」1枚表紙をおめくりいただきたいと思います。「令和2年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第1回)」第1条歳入歳出予算の総額に14万6千円を追加し、9,044万6千円とする。主な内容につきましては、一般会計同様、新型コロナウイルス対策関係でございます。臨時休校に伴う給食材料保証金14万6千円というふうになります。以上、今回の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### 1. 議長(芳賀清君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明を終わります。

暫時休憩いたします。議員は自席で休憩願います。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 11 時 20 分

#### 1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

議案の審議を行います。日程第9. 承認第2号を議題といたします。ご質疑、ご意見のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第

2号は、原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第2号「令和元年度大石田町一般会計補正予算(第10回)の専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10. 承認第3号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。8番 遠藤 宏 司 君。

1. 8番(遠藤宏司君)

これの質問ここでしていいのかわからない面もあるんですけども、これはあれですよ、税条例の一部改正ってことですけども、これは先ほどもちょっとお伺いしたんですけども、全員協議会の説明資料の一番上の方のところですけども、使用者を所有者とみなしてってことですけども、これ、この使用者を特定して課税していぐ、これちょっと町長自身も農業やっていますけども、実際これ特定すのに町民税務課の職員でやれんのがどうが。まあ、固定資産あるがら税金取りだいていう気持ちとかそれは分かるんですけども、これまかり間違うと税の公平性、取られる人と取られない人が出できて、国全体がぐちゃぐちゃなっちゃうんじゃないかっていう心配もあるんですけども、これ説明聞いて、町長実際仕事している立場から見て何か所管ありましたら説明をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

山林の場合なども、実際所有者が分からないと、現存しないとかがそういったものが緩和されたような部分がありますけども、それと同じように、すごく良い土地だっらないと思うんですけども、例えば山間部に行っても不耕起になっている部分とか、そういった部分は相続もなさらずに使用者は現存するとか、あと、たぶん個々の内容でもそういったことはあると思います。何代も前の名前になっている登記簿あって、実際は、例えば私が耕作していますけども、もう登記しようがないというような土地も実際あります。ですので、そこはまず、今使用している人が固定資産税を払うというふうなことでありますので、そこは問題ないのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠 藤 宏 司 君。

1. 8番(遠藤宏司君)

条例の法令が変わるんだからこの条例作るのは問題ないんですけども、私は現場の人にとっちゃよ、誰が責任もって使用というか、使用人ですね、そういうちゃんと納めでもらわんなね、至難の仕事でないがなって思ったりするんですけども。この使用者を使用者と特定する仕事をやるのはどこの課になんのがっていうふうな、そしてそごさ人員がちゃんときちんといんのがどうかも含めて、今の段階で町長はどう考えますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

農地台帳、細目書などを見るとよく分かるんですけども、もちろん地主がこっちで借り手だったと、この人が払う場合でも、これは契約の仕方ですけども、大抵それは見落としはないと思います、今現段階では。もしかしたらあんなのかな、農地台帳と細目書の数字に差異はあるのかな、もしかしたら。そこは突き詰めていく段階になればかなり難しい部分はあろうかと思いますが、今現在使っている細目書などが基本となったりしているのであって、目に見えない土地を探していくってな

ったら大変だとは思いますが、まあ、その現状でやっぱり追っていくしかないのかなとは思いますが。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

現実、現時点あたりで同じようなことあんのかどうかちょっと聞いてみたいんだけど。考えてみれば、固定資産税払うことになって、使用者が、所有者が分かんないんだったらいわゆる使用料も払うことないわけだろうから、ちょっとなんかそういうところ相殺しようっていう考えなのかな。実際問題、大石田で今そういうのがあんのかどうか、ちょっと聞いてみたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町民税務課長 土屋 弘 行 君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

現在ですね、ちょっと件数的には分かりませんが、数件そのような状況の方はいらっしゃるというふうに捉えております。ただ、今回はあくまでも使用者がいる場合でございまして、相続人が分からなくて、結局、使用者もいないというふうな場合については、当然課税も充てられませんので、そういった場合には保留というふうなことでの扱いをしておる案件もございます。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。7番 大 山 二 郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

例えばの話はまずいんでしょうけども、例えばの話、所有者が分からないような土地があったと。けども、いわゆるそこは昔畑なりちゃんとした農耕地っていうかな、所有者が分からなくなった段階で耕作放棄地になってしまうという形を、じゃあ、ここは耕作放棄地で雑草が生えたり木が生えたりしちゃ困るから、誰かがここを代わりに作ってたといった場合には、それ用に固定資産税課税しますよと、その人に対してしますよってなると、んじゃあ、それだったら別に作らないよということ、いわゆる耕作放棄地が増えてしまうっていう可能性があるのかどうか。そういう点はどういうふうで考慮するのか。これを課税してしまうと、まあ、そういう例があるかどうか分かんないんだけど、もしあったとして、それだったらもう作らないよということがあれば、耕作放棄地がどんどんどんどん増えてしまう結果になるのではないのかなと思うんだけど、そのへんの見解どうですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

実際、例えば農地水関係で、耕作放棄地にしないための事業とか、そういった計画なども立てながら、そういった、例えば外部からお金が入る場合は管理はしますが、たぶんそういった中でもその所有者には固定資産税はいつていると思います。それが、やっぱりそういうタガが外れて、固定資産税がくるんだったら今まで使っていたものはもうしないよというようなことは、もしかしたらっていうかそういったことはあるのかなと思いますけども、一步踏み込んで、例えば山の場合などは登記もかけられるとかそういった状況にもなんのかな、ない、これはない、これはないか。あの、そのへんもやっぱり法的なしがらみがあってできないのかもしれないかもしれませんが、今の段階でそういったことを、固定資産税がかかると言われても、やっぱり放棄しなきゃいけないというようなことはあるのかと思いますけども、そこを何とかしなければいけないことは、例えば中山間直接支払とか、あ

とは農地水あたりのいろんな施策を使いながら、そういったものはなくしましようというふうな国の施策でもありますので、今の段階ではそういったことでやっていければとは思いますが。

1. 議長(芳賀清君)

今までねがったが、そういうふうな前例。町民税務課長分がつか、把握してれば。課税してるうちゅうごど分がねげばにゃ。町民税務課長 土屋 弘 行 君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

一応、今回の改正については令和3年度分以降の固定資産税について適応されるというふうなことでございます。今現状いるのかといいますと、先ほども申し上げたとおり、数件そういう実際の使用者がいるというふうなことは把握してございますが、先ほど大山議員がおっしゃるように、「充てられるんだったら止めるは。」どいうふうなことが起こるんじゃないかというふうなことも懸念されるというふうなことでございますけども、やはりそのへんの心配も、私もしてございます。そのへんはケースバイケースによってですね、その使用者と話し合いながら、場合によって対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大 山 二 郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

場合によってって言われると、どうい場合だって、取らないこともあるのかなとかですね、なんかそういう曖昧な形になるとこち取ってこち話してたら取らなくてもいいやとかって、それでは法的な根拠も何にも崩れてしまう。これは、決めたものはこうするっていうふうにしてもらわないと、個別に話をして取る、取らないを決めたんではたまったもんじゃないっていうか、それはちょっと違うんじゃないかなと思うんだけど、そのへん。

あとはもう一つ、当然所有者っていうかな、そこの登記でもかけていけば分かるわけなので、そういう場合はその人に当然固定資産税はいく。いわゆる、全然この土地も分かんないよといった場合の話なんでしょうから、特に共有地とかってありますよね、その地域で土地を共有しているとか、あと、10人も20人もいて、そこの共有地だと。ところが、例えば半数はもうどこにいるかも分かんないようなそういう現状もあるでしょうし、そういったところを善意でっていうのかな、借りているという形があるのかどうか分かんないけども、耕してるとか畑にしちゃってるとか、そういうところが割とあるんじゃないのかなと。

前、消防分署の用地を検討した際も、井出の楯地区、あそこもちょっと用地にどうかっていうのはあったんですけど、結局はそこ共有地だったということがあって、全員の場所が分からないというふうなことがありました。けども、あそこ見るとちゃんと畑とかなんかして耕している人いらっしやるんですよ。だから、ああいうところがもしかしたら適応になっちゃうのかなというふうな感じもするんです。だから、そういったところを今使っている人に固定資産税払えっていきなり言ったら、んじゃあ作らねはってなっちゃう可能性があるんですよ。上位法だからどうなのかっていう、これに従わなきゃいけないってことなのか。いや、町としてはこういう法律あるけど、町はそれは適応しない、やっぱり耕作放棄地で雑草が増え、生い茂るような場所にはしたくない、そういうふうなことを考えれば、どっちかに町の方向性、方針として考えた方がいいのかなと。あちは取る、こちは取らないとかっていうことは絶対あってはならないことだと思いますので、そのへんの統一的な見解を是非出していただいた方が分かりやすいのかなというふうに思いますが、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町民税務課長 土屋 弘 行 君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

先ほど言葉足らずで申し訳なかったと思います。ケースバイケースといいますのは、使用者がいれば、まず使用者に対して事務的には課すというふうな方向で考えております。その中で、やはり議員おっしゃるとおり、課税なるならというふうなことも出てくるかもしれません。その時点でその所有者とお話をして、今後の対応を取ってまいりたいというふうな流れで考えておるところでございます。以上でございます。(大山議員:「所有者がいない場合の話でしょ。」)はい。(大山議員:「そのへんははっきりしているっていうことを言いたいよね。所有者がいれば当然いくけど、いなくて、使用者がいたとすればそれは取りますという言い方でいいのかな。」)一応、その制度の拡大というふうなことで今回法律改正なっておりますので、原則的には課すというふうな方向で考えております。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

原則そういうふうになる、まあ、原則でしょうからなる。ただし、さっき言ったみたいに、んじゃあ、固定資産税の場合は当然町村に入る重要な財源でもありますけども、そのへんを町としてどうするのかは町が決定してもいいのかなど。ですから、取る、取らない、さっき言ったみたいに拘束している人がいなくなれば荒れてしまうってこともあるので、大石田町としてどういうふうにしていくのか。やっぱり、上位法に従って取る方向でいきますっていうふうにはっきり言えるのか。いや、大石田はそんなに荒廃した土地を造りたくない、そういうのは取らないっていう方向性でいくのか、そのへん町長の決断だと思うんだけど、どうなんですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろんこれは上位法でありますので、使用者がいればまず取るというふうな意味合いのものであります。そこは、町判断でいいというようなところであれば、もちろんそういったどうしようもないような場所とかあろうかと思っておりますので、そのへんは、まず、もちろん国と、あるいは県などと相談しながら進めていきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

全員協議会の説明資料からなんですけども、同じところですよ。所有者不明の固定資産税の課税の対応ということなんですけども、協議会のときにですね、1人も所有者がいないことが、明らかにするのも時間がかかるし、調査も時間がかかるというお話があったんですけども、今コロナの騒動もありまして、調査にやはり遅れが生じてしまったりすることもあるかと思うんですけども、令和3年度分以後の固定資産税から適応ということで、調査がそこまで間に合った人は取るけども、間に合わなかったら取らないということも起こり得るのでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町民税務課長 土屋弘行君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

その案件によりまして、まず最初に調べるのが戸籍ですね、まず戸籍をもって相続人の系統図を作ります。その系統図に基づいて、各、まあ、仮に相続人が3人いて、東京どが神奈川どがいれ



ば、全部その住所地の市役所の方にその照会をかけます。その上で、併せまして、相続放棄がなされているかどうかについて、裁判所の方にも照会をかけます。そのような作業もありまして、まず、その相続人をですね、明らかにするまでが時間がかかるというふうなことでございます。コロナの影響で遅れるというふうなことはあまり考えられないのかなというふうに思います。といいますのは、市役所とかですね、観光庁間での書類のやり取りから、まずは所有者を明らかにしていくというふうなことがまず最初でございますので、コロナの影響で3年度分の以後の対応について、遅れるというふうにはあんまり考えられないのかなというふうに思います。ただ、その相続人を調べる段階で、相続人がいっぱいいるとか、1人しかいないとか、そういう人数によつての時間はかかるかもしれないけれども、そういう案件に対応したような形で、やはり若干の時間的なずれは出てくると思いますけれども、それはそれで対応しなければならないというふうに考えております。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

あの、そうですね、該当のところで時間的に差ができるということなんですけれども、そうなったときに、やっぱり優先順位とかですね、も出てくるかと思えます。例えば、本当は3年度分から適応されるべきだったところ、使用者なんですけれども、分かったのが4年度でしたという場合は、3年度までさかのぼって、こう、固定資産税の課税がさかのぼってされることもあるんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町民税務課長 土屋弘行君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

それは、さかのぼって更正をかけて課税になります。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。(議員:「なし。」)質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第3号は、原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よつて、承認第3号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11. 承認第4号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第4号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第4号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よつて、承認第4号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第12. 議案第28号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番  
今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

議案書の歳出1、2ページ、7款1項2目18節の負担金、補助金及び交付金、山形県緊急経済対策協議会負担金ですが、先ほど全員協議会でちょっと聞けなかったのでお聞きしたいのですが、これは県からのコロナ対策ということで、緊急の経済対策負担金ということで間違いないでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

産業振興課長 鈴木太君。

1. 産業振興課長(鈴木太君)

これはですね、山形県緊急地域経済対策協議会負担金18万9千円ですが、県が3千万円、そして市町村が3千万円、計6千万円を基金としてつくって、商工会議所、並びに商工会に補助して商店街の販売促進消費活動を喚起させるための事業を実施するものであります。具体的には、大石田町には54万4千円ほどの配分金ということで商工会に入ってきます。そして、キャンペーン参加店を募りまして、そして1会計あたり500円以上の買い物をした人に抽選券を配布して、当選された方に当選された店で利用できる商品券をプレゼントするというふうなことで考えているようです。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

商工会の方でそういう事業をするということで、各商店の方にもそういった通知きておりました。ただ、やっぱり今の時期の買い回りというのはまだ時期尚早というか、なかなか今人が出歩かない中そういう経済対策をしてもなかなか人来ないというか、ということで、延期をすることに決定したようですが、なんか聞いたところによると早く補助金を消費して欲しいという要請というか、もきていたというんですけど、そのへんはどういう、使い方とかにも規制があるのかちょっとそこをお聞きしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

産業振興課長 鈴木太君。

1. 産業振興課長(鈴木太君)

今議員のおっしゃったとおり、当初ですと4月17日から5月10日まででしたっけ、そのぐらいで実施してくれというふうなことでしたが、やはり終息しないとやはり發揮できないというふうなことで、終息してから考えているようです。これについては、商工会とも連携取りながら実施していきたいというふうに思っております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

当初は、その期間を区切って、そこで使っているという県からの要望はあったということですよ。ですが、やっぱり今、確かに終息してない中するというのも難しいし、今後また国からとかのいろいろな補助がくる場合もありますけど、やっぱり今本当に閉塞している商店街の人たちをどうか助けたいというところがありますので、まあ、財政もない中で独自のことがなかなかできない中ですが、是非とも声を聞いて大石田町の経済が滞らないように、是非とも良い施策の方を打ち出して欲しいなというふうに思います。このへんちょっと町長お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本当に、リーマンショック以上の全世界の世界恐慌というふうなことになってしまったのかなと思います。そんな中で、やっぱり各自自治体、財政力の豊かなところは独自の支援制度を打ち出しておりますけども、今国でどうするかっていうこともまだ揺れ動いている最中でありますので、そのへんはちゃんと向き合った中で、町でできるもの、追加してできるもの、そういったことは考えながらしていきたいというふうに思っております。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

議案第28「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第1回)」の最後のページです。歳出の1、2ページの2款1項7目新型コロナウイルス対策緊急経済支援補助金3,300万円となっておりますが、これに関連してちょっと町長のお考えをお聞かせいただけますか。まあ、あの、全員協議会の資料、これページ数でいうと4ページなんのがな、第28期第1四半期見込ということで出しておりますけども、これ、温泉館、虹の館、食堂、観光売店、ふりゆ、そば工房、全部赤字。んで、その一番下段の、黒枠で囲われている部分で3,320万9千円、この金額とこの予算書の金額が一致するわけですけども、コロナという特殊な事情が今現在にはあります。しかし、この温泉館「虹の館」、これ3年ぐらい赤字なわけですけども、このまま終息時期も見えないんですけども、終息したら急激に回復するかってそれも私は望めないと思うんですけども。これ四半期で3,300なんぼですから、年間にしますと1億ぐらいなると思うんですけども。これ、今従業員もいるし風呂も利用する人もいるから仕方がないよなどは思うんですけども。非常に先の見通しが暗い事態だと思うんですけども、こういうのないとしても、まずだいたい見通しての町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

実際、12月から社長になって現場もやっぱりよく細かく分かり、そして、職員にもいろいろ叱咤激励かなりやりました。そういった中で、今年は雪も少ないということで、温泉館の方等もやっぱり例年になく調子良く1月、2月過ぎて、これはもしかしたら3月もそのまま宴会等も入ったりしていましたので、かなり良い状況になるのかなと思っていた矢先の本当にとんでもない状況になっております。これが、今から3か月分をまずお願いするというので、その先はどうなんだということでしょうけども、もちろんこの3,300万円で、まあ、予想見込等の数字でありますけども、実際、今「虹の館」を閉めてます。職員は、例えばいろいろな失業手当等で賄えればいくらかは少なくなると、目減り分は、でありますけども、この合計の人件費、仕入れ、管理費、管理費はどうしようもないのかな、仕入れ、人件費等も幾分少なくなるとは思いますし、まあ、マックスでだいたいこれぐらい見ている数字でありますので、まずは6月までということではありますが、甘く見ればもう少しこの部分だけでもいけるのかなとは思っています。

加えて、それからどうするんだということであろうかと思っておりますけども、まあ、議員の皆さんにもなった当初言ったと思っておりますけども、やっぱり民間経営譲渡もやむを得ないんじゃないかというような最終決断もあろうかと思っておりますけども、今の状況で民間もとんでもなくこの業界は厳しい状況でありますので、今そういった考えというのは無理なのかなと思います。ある意味、閉めるものは閉めながら時を待つということも考えなければならぬ時期かなとは思っております。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。6番 小玉 勇君。

1. 6番(小玉勇君)

先ほど全協でもちょっと話したんですけども、今回コロナのせいでマイナスの部分も大きいって当然分かるんですが、そうでなくてもなかなか補助していきななきゃなんないことがいっぱいあると思うんだよね。それで、先ほども言ったんだけど、ちゃんとした町の方針と、それから、お金を出せるんだという根拠、ただ、あったまりランドがマイナスになったから金出すっていうんじゃなくて、そういう条例でもちゃんと作ってあるのかどうかで「ない。」っていう話だったんです、先ほど聞くと。こういう場合は出すんだっていうことははっきりしてもらわないと、これただ何かマイナスになったから出していくんだっていう話ではちょっとこれからまぐないんじゃないかと。やっていく、やっていかないは、これは総意の問題だからいいんだけど、そのへんをはっきりしてもらいたいということです。昨日なんかラジオかテレビか見てたら、余目で第3セクターのレストランか何かが来月いっぱい辞めるとか何とか言ってましたよ。その人たちは温泉施設の方に働きに行くような話だから大丈夫なんでしょうけど、そういうことがやっぱりあり得るのかなと思うので、お金を支出する根拠をね、ちゃんと条例みたいのを作ってもらいたいと思う、そのへんのところをお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

第3セクターで町民の福利厚生場所として、やっぱり健康増進、あるいは心の安らぎの場所であるというような想い、想いというかそういった施設でありますので、そこは費用対効果、あるいは赤字経営だからできない、辞めるというのも一番手っ取り早いんですけども、よく北海道で皆さんと見に行った施設などを考えればまだ頑張れるのかなとは思いますが、それ以上に経営努力をしていただいて、赤字体質を脱却してもらおうというのが大きな目的でありますので、その上の12節の委託料なども皆さんにお願いしながら、本当は4月からしっかりと上がるつもりで取り掛かって、コンサルの落合さんにも何回か来てもらいながら職員にも指導していただいております。今日も来るのかな、毎週来るような予定でいます。そして、ここを転機として綺麗になったなということからまず今やっているところであります。是非、コロナ終息した際には皆さんにご利用いただきながら盛り上げていただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇君。

1. 6番(小玉勇君)

そのことについては全く賛成です。ただ、結局何故大石田が町としてそれをやんなきゃいけないかっていうことなんですよ。それは、株のほとんどが、90何%が町が持ってるっていうことはあるけども、一応3つぐらいの団体があるわけだから、そのへんのところはっきり町で持つんだっていうことをあればね、別に僕らも何も考えずにいいんだけど、ただ、結局借り出すところ町しかないんだからっていう形ではやっぱりうまくないんじゃないかと思うんだけど。そのへんのところを、そういう条例みたいなものを作るのかどうか、今度株主総会とか何かで是非検討してもらいたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、条例で決めるべきことなのか、そのへんは相談しながら進めたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、歳出の1、2ページです。2款1項7目、今あった温泉施設関連です。行政判断の弱さっていうのは、慣例でないもの、突発性のあるもの、判断ものすごく難しい。まして、今回のコロナは国難ともいえるような状況ですので、要は、当然ボトムアップの提案もあると思いますが、タイムリーな町長としての判断、トップダウンの指示っていうものもかなりこの先出てくるのかなというふうに思います。皆さん当然、皆さんが慣例のない初めての実状ですので難しい判断が求められるのだと思います。

それで、今回温泉の方のホームページに「休館します。」というふうなアナウンス、速やかにアップされたことは大変これ評価できることだなというふうに思います。それにリンクして、当然町のホームページでも活用という点でリンクさせなければならないところ多々あると思うんですが、その一点として先ほどもありましたが、今火災、乾燥していて火災危険だよ、これ何日も繰り返し緊急放送やっています。実際、4日前に林野火災ありました。ということもホームページの活用という点では非記載して、ホームページにアップして、要は、前から言う「情報を取りにいったときに提供できる環境の整備」というものを、今後このコロナウイルスの件に関しても速やかな発信というものが求められると思うんです。そのへんに関して町長どう思われますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん公社の、あったまりランドのホームページにも載ります。あとは、スマホ等でも実際見ながら指示して、あとはやっぱりプロバイダーの方をお願いしないとできない部分とかあって、大きく見直ししようというふうな話をしています。そのへんは速やかにアップしながら、あるいはやっぱり違った面でも、違ったバイタルを使いながらも速やかな周知はしていきたいというふうに思います。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

前から私言っているとおり、なかなかラップ放送が聞きづらい、聞こえづらい、聞き取りづらいという地域もあるというのが事実ですので、情報を取りにいった人に対して、やっぱり的格な情報をアプローチできるにはホームページっていうのは貴重な媒体ですので、今後そのへんスピーディーな、且つ、正確な運営管理というものを心がけていただきたいなということをお願い申し上げて、答弁は結構です。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

同じ、歳出の1、2ページの2款1項7目、今回の休館については新型コロナウイルス対策ということになろうかと思っています。これはこれで良いと思うんですね。ただ、関連してちょっと、コロナウイルスの対策についてですね、町が今行っている対策としては、虹のプラザを休館とか、あとクロカルとかそういったところを休館にしているわけです。それから、学校の方も、これは文科省の関係

なのか今休校にしているという形なんですけど、実際子どもたちなんかはどうしてるのか。いわゆる今ですと、児童館的なところに全てお任せしているような状況、かえってなんか危ないんじゃないかなというお話もあります。学校があれだけ広いところに誰も置かないで、児童館の中、まあ、狭い空間に子どもたちを押し込める、果たしてそれでいいのかな。

先ほど登庁するときも中学校のグラウンドの脇通ってきましたけども、中学生5、6人が、まあ、野球部なのかな、自主練なのかな集まってやってたんですね。子どもたちの行く場所っていうのはどこになるのか、かえって危険なところに行ってるんじゃないのかなと。逆に、だから私は虹のプラザなんかは、図書館なんかは逆に私は開いた方がいいんじゃないかなと。図書館っていうのは、別あそこで集まって騒ぐ場所ではないので、静かに、人とそんなべちゃべちゃ話すようなところじゃない、本をじっくり読んで、そういう場所は逆に開いて子どもたちの居場所づくりっていうものが必要になってるんじゃないのかなと思うんですが。なんでも休館、休館で閉めてしまえばいいっていう問題ではないと思うんですが。

今後、まあ、もう一つは商店街の方でも一切、やっぱり不要不急と言われた中、お店の方でもほとんど人いません、現在。そうした場合、まあ、町の財政考えればそれに休業補償しろとかなんか補償しろということは非常に難しいことだとは思いますが、町としてそのへんはどういうふうを考えるのか。まあ、子どもたちの居場所のこと、商店街のこと、町として今やっているのは単なる休館、あるいは休校、その程度にしか見えないんですが。当然明日、今まつりの準備会の委員会も開かれます。今日なんかあるんですけど、なんかちょっとちぐはぐみたいだなっていう気がするんですけど、町の対応としてそういったことをどういうふうを考えてコロナ対策をしていくのか、ちょっと町長、教育長にもお話聞きたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今は、感染拡大の予防が第一かなと思います。そういった中で、もちろんあったまりランドも図書館であったり、学校は学校で教育委員会の方でありますけども、まずはやっぱり動かない、動かないじゃないですけど、3密を防ぐというようなことがまず第一のやるべきことなのかなという段階なのかなと思います。それで、その後はどうするかということですが、先ほども申し上げましたけども、独自でやるべきことっていうのは、やっぱり例えば冷えし切った商店街等をどうするかとかそういった対策を考えながら、あとは個人でいただける30万円とか10万円とか言われている、まず数字が動いて、まだいせんけども、そういったことがきちんと対応できるようなシステム、形を庁舎内では話しているというふうな状況であります。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

全くおっしゃるとおりですね。私も同感しながら決断をしているところでございます。3月のときには、まだ県内に発生はしていませんでした。それが、東京もそうですよね、7都市の緊急事態宣言が出て、ということは、本当は1か月歩くなとか、1か月ばちっと閉めてしまうのが本当は感染予防にはなるんです。ところが、人間の生活が成り立たない、そういう中でのせめぎ合いをしているところなんだと思います。ですから、単に閉館をしているというわけではなくて、一旦外出、人との出会いを最小限止めようというのが狙いでありまして。

あと、居場所については、学校の開校をしました、一回。ありませんでした、希望は、小学生、中

学生、中学生はもちろんだと思いますけども。んで、学童の方も福祉課の方ともあれなんですけども、やっぱり少ない、減ったという、そういうことで今のような状況にしている。ただ、学童の方は使える場所は学校の校舎とありますので、そこは広くしてあります。そういうふうにして密を防いでいるという状況です。

最後に、昨日、一昨日ですか、上山の小学生亡くなられましたが、これをコロナと結びつけるのは、私はちょっと、すぐ結びつけるっていうのはあれだと思うんですが、ただ、子どもたちが家庭どうしてるのか、これは各学校でしっかり指導して、今日も間もなく家庭訪問すると。あとは、電話での連絡ということで確認をしているところでございます。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

時間もあれなんで最後だけ、最後に一つだけ。PCR検査について、大石田町の中で今PCR検査をすぐにできる体制、すぐについていか、かかりつけ医の方に相談っていう形になるんですけど、この間もある人が「40℃近い熱があるんだ、ごほごほっ。」とかってしてた人がいます。今はインフルエンザとどっちなんだって分かんないような状況もあるんですけど、それをかかりつけ医に言ってすぐにPCR検査をできる体制を取っていらっしゃるのか。東京なんかはかなりたらい回しにされているっていう報道もありますし、そのへんの対策っていうのは県、あるいは医師会とかとどういうふうな話し合いになってたか最後に聞かせていただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

町内の医師の方とのお話はそちらの方はしておりませんが、基本的にはコロナ対策のテレフォンセンターの方にしていただいて、そちらの方でその後から医療の方に連絡っていうことになってございますので、なかなか町の方で PCR 検査の方をして下さいというような状況には今のところはまだなっていないところでございます。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第28号「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第1回)」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13. 議案第29号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第29号「令和2年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(1回)」は原案の

とおりの可決されました。

以上をもって、令和2年第3回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日の第3回町議会臨時会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、急遽ご参集いただき、そして慎重審議のうえ、提案いたしました案件を原案どおりご承認、ご可決いただきまして誠にありがとうございました。

4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が出され、全国的に感染リスクを下げるための様々な対策や行動の自粛が呼び掛けられております。山形県においては、これまでに49人の感染者が確認されておりますので、町民の皆様には、手洗いやマスク着用などの基本的な対策のほか、「3つの密」を避けるなど自分の身を守る行動をとっていただくようお願いするものであります。

また、国会では中小、小規模事業者や生活に困っている世帯、個人への支援など、経済対策に対する予算が審議されております。国の補正予算成立後早急に町民の要請に応えたいと考えておりますので、必要な補正予算につきましては専決処分にて処理させていただきたくお願いいたします。

今後とも、町民の声を聴き、町民目線で各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は、大変お疲れ様でした。

1. 議長(芳賀清君)

これをもって、令和2年第3回大石田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午後 12 時 13 分